

## 鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、事業譲渡等の事業承継に併せて、従業員の正規雇用維持を奨励することで、地域雇用の円滑な引継ぎや維持、技術・ノウハウの伝承等を図ることを目的として、県内在住者の正規雇用維持に努めた事業譲受事業主に鳥取県事業承継正規雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「正規雇用者」とは、雇用期間の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間所定労働時間と同程度である者をいう。

2 この要領において、「非正規雇用者」とは、正規雇用者以外の雇用者をいう。

3 この要領において「部長等」とは、商工労働部長又は商工労働部企業支援課長をいう。

### (支給対象事業主の要件)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）に対して予算の範囲内で支給するものとする。

(1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。

(2) 鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援を受け、県内に所在する事業所の事業主（以下、「譲渡事業主」という。）から第三者への事業承継により事業を譲り受けた事業主であること。ただし、本号における「鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援」とは、事業承継の成立に必要な各種支援（相手先の選定、事業承継に係る合意形成、事業譲渡契約書の策定等）のことをいう。

(3) 譲渡事業主が雇用する正規雇用者全てが引き続き正規雇用者として雇用されていること。

(4) 引き継いだ正規雇用者を対象とした人材育成等の取組を実施する計画を有し、当該計画の取組状況及び結果を県の要請により提出することができる事業主であること。

(5) 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類を備え付け、県の要請により提出できる事業主であること。

### (対象労働者に係る要件)

第4条 奨励金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次のいずれにも該当する正規雇用者とする。

(1) 県内に在住及び在勤する者であること。

(2) 対象事業主に雇用される以前に譲渡事業主に正規雇用者として雇用されており、事業承継後も引き続き6月を超えて正規雇用者として雇用されている者であること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成23年法律第122号）第2条第1項に規定する業種の事業に従事する労働者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、事業承継の以前に譲渡事業主に非正規雇用者として雇用され、事業承継により正規雇用者に転換し6月を超えて雇用されている者も対象労働者とする。

### (支給限度額)

第5条 奨励金の支給額は、対象労働者1人につき300千円、対象労働者5人を限度とし、事業承継

が効力を生ずる日（以下「基準日」という。）から起算して6月経過後及び12月経過後にそれぞれ150千円を支給する。

（支給申請期間）

第6条 対象労働者に対する奨励金の支給の申請は、基準日から起算して6月を経過した日及び12月を経過した日からそれぞれ6月以内に行うものとする。

（支給の申請方法）

第7条 奨励金の申請を行う対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給申請書（基準日から6月経過後の申請は様式第1号、12月経過後の申請は様式第2号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて部長等に提出しなければならない。

（1）鳥取県事業引継ぎ支援センターの支援を受けたことが証明できる書類

（2）譲渡事業主から対象事業主へ事業承継がされたこと及びその条件等が証明できる書類（譲渡契約書の写し 等）

（3）対象労働者に係る次のアからエまでに掲げる書類。

ア 対象労働者個別表（様式第3号）

イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ 勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ年月日が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約書の写し

エ 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し

（4）対象労働者が雇用される事業所の就業規則及び賃金規則

（5）奨励金申請時の県内事業所における雇用保険の被保険者である労働者名簿

（6）引き継いだ正規雇用者を対象とした人材育成等に係る実施計画書（様式第4号）

（7）前各号の他、部長等が必要と認める書類

2 申請事業主は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の1及び第2号に基づき社会保険労務士等を選任し、奨励金等の申請書の作成及び申請の手続きを代わって行わせることができるものとする。

（支給の決定等）

第8条 部長等は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 部長等は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。

3 部長等は、前項又は次条により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給（不支給）決定通知書（支給の場合は様式第5号、不支給の場合は様式第6号）により、当該申請書を受理した日から60日以内に通知するものとする。

4 部長等は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（不支給要件）

第9条 対象事業主からの申請であっても、部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金

の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 申請事業主が、基準日から起算して6月前の日から奨励金の支給申請日までの間において、雇用する労働者で雇用保険の被保険者（以下「労働者」という。）を事業主都合により解雇した場合（対象労働者が自己都合等により退職した場合は除く。）

(2) 申請事業主又は対象労働者が、基準日の前日から起算して2年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

2 前項に定めるもののほか、次の各号に該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でないとして部長等が判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないことができるものとする。

(1) 賃金の支払いが行われていない場合

(2) 前号に掲げるものの外、適正な雇用管理を行っていない場合

(3) その他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合

(暴力団等の排除)

第10条 第8条の規定にかかわらず、部長等は、申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の全部、又は一部を支給しないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(奨励金の返還)

第11条 部長等は、奨励金の支給を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第7号）により、当該対象事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(3) 基準日から起算し1年6月を経過する日以前に事業主都合で労働者（対象労働者以外の労働者を含む。）を解雇した場合。

(4) 申請事業主又は対象労働者が、基準日の前日から起算して2年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合。

(労働者の雇用状況の報告)

第12条 奨励金の支給を受けた申請事業主は、基準日から起算して1年6月が経過する日までの間当該申請事業主の事業所に在籍した労働者（対象労働者以外の労働者を含む。）の雇用状況について、様式第8号により部長等に報告しなければならない。

2 前項の報告は、基準日から起算して1年6月が経過してから1月以内に報告するものとする。

(調整)

第13条 申請事業主が同一の対象労働者について、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年8月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月25日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日以前に事業承継が成約した申請については、なお従前の例による。

ただし、様式第5号から第7号については、改正後のものを適用する。

様式第1号（第7条関係）

鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給申請書（第1回・雇用6月後 申請用）

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

〒

申請事業主 所在地

名称

代表者職氏名

印

鳥取県事業承継正規雇用奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

①基準日（注1）の前日から起算して6月前の日からこの申請日までの期間中で、今回奨励金を申請する事業所における労働者（雇用保険の被保険者）の <b>事業主都合</b> による解雇の有無 ※「有」の場合、奨励金の対象外		有・無	
②これまでに本奨励金及び類似する県の奨励金を受給した事実の有無		有・無	
③今回奨励金を申請する労働者の氏名 ※申請日が基準日から6月を超えていること。	a (正規雇用年月日： 年 月 日)	b (正規雇用年月日： 年 月 日)	
	c (正規雇用年月日： 年 月 日)	d (正規雇用年月日： 年 月 日)	
	e (正規雇用年月日： 年 月 日)		
④奨励金を申請する人数（③の合計）		人	
⑤奨励金申請額 (計算方法) ④の人数×150千円		金 円	
⑥成約日（注3）		年 月 日	
⑦基準日		年 月 日	
⑧奨励金の振込希望先	金融機関名	銀行 本店・支店	
	口座の種類	当座・普通	口座番号
	(フリガナ) 口座名義		
⑨他の類似助成金等の受給の有無	有 (名称： ) 無		
⑩申請書作成担当者職氏名	職氏名	電話	
		ファクシミリ	
代行者氏名	職氏名	電話	
		ファクシミリ	

注1 基準日とは事業承継が効力を生ずる日（譲渡が実施される日）をいう。

注2 ③の正規雇用年月日は、事業承継により対象労働者の雇用主が変わった場合に記入すること。

注3 ⑥の成約日は、事業承継が成約した日（契約の締結日）を記入すること。

注4 ⑧の奨励金の振込希望先は、口座名義欄に県振込口座等登録番号を記載してもよい（登録者のみ）。

様式第2号（第7条関係）

鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給申請書（第2回・雇用12月後 申請用）

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

〒

申請事業主 所在地  
名称  
代表者職氏名

印

鳥取県事業承継正規雇用奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

①基準日（注1）の前日から起算して6月前の日からこの申請日までの期間中で、今回奨励金を申請する事業所における労働者（雇用保険の被保険者）の <b>事業主都合</b> による解雇の有無 ※「有」の場合、奨励金の対象外		有・無	
②1回目の支給の有無		有・無	
第1回の支給申請を行った日から今回の支給申請の日までの間における奨励金支給対象労働者の離職の有無		有・無	
1回目の奨励金支給決定通知書に記載してある「支給対象人数」（1回目の支給が有の場合）		人	
③今回奨励金を申請する労働者の氏名 ※申請日が基準日から12月を超えていること。	a (正規雇用年月日： 年 月 日)	b (正規雇用年月日： 年 月 日)	
	c (正規雇用年月日： 年 月 日)	d (正規雇用年月日： 年 月 日)	
	e (正規雇用年月日： 年 月 日)		
④奨励金を申請する人数（③の合計）		人	
⑤奨励金申請額 (計算方法) ④の人数×150千円		金 円	
⑥成約日（注3）		年 月 日	
⑦基準日		年 月 日	
⑧奨励金の振込希望先	金融機関名	銀行 本店・支店	
	口座の種類	当座・普通	口座番号
	(フリガナ) 口座名義		
⑨他の類似助成金等の受給の有無	有 (名称： ) 無		
⑩申請書作成担当者職氏名	職氏名	電話	
		ファクシミリ	
代行者氏名	職氏名	電話	
		ファクシミリ	

注1 基準日とは事業承継が効力を生ずる日（譲渡が実施される日）をいう。

注2 ③の正規雇用年月日は、事業承継により対象労働者の雇用主が変わった場合に記入すること。

注3 ⑥の成約日は、事業承継が成約した日（契約の締結日）を記入すること。

注4 ⑧の奨励金の振込希望先は、口座名義欄に県振込口座等登録番号を記載してもよい（登録者のみ）。

様式第3号（第7条関係）

## 鳥取県事業承継正規雇用奨励金 対象労働者個別表

様式第1号（第2号）の ③の記号	a b c d e (いずれかに○)
対象労働者の氏名	
対象労働者の配置先	
雇入年月日	平成 年 月 日
雇用予定期間の有無	有（平成 年 月 日まで） 無 ※有期雇用は奨励金の対象外
直近に雇用されていた 企業名（譲渡事業所名）	
本人確認欄	上記のとおりであると確認した。  氏名 印

※ 様式第1号（第2号）の③に記載した労働者全員を個別に記載すること。

※ 雇入年月日及び直近に雇用されていた企業名（譲渡事業所名）は、事業承継により対象労働者の雇用主が変わった場合に記入すること。

鳥取県事業承継正規雇用奨励金 承継雇用者人材育成等実施計画書

■人材育成等実施計画

育成テーマ (目標・課題)	実施内容 (何を)	実施手順 (どのように)
		1
		2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
		10
		11
		12

■実施スケジュール

		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1	上記の「実施手順」を記載												
2													
3													
4													
5													
6													

■人材育成担当者

責任者 職氏名		担当者 職氏名	
------------	--	------------	--



番 号  
平成 年 月 日

様

職 氏名 印

鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給決定通知書

平成 年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県事業承継正規雇用奨励金については、鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給要領（平成27年8月20日付第201500058787号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定しましたので、要領第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 支給額等

支給額	金 円
支給対象人数	人

2 注意点

以下に掲げる内容が判明したときは、要領第11条の規定に基づき奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還していただきます。

- (1) 労働条件通知書等の証拠書類を偽造して奨励金の申請を行うなど、偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
- (3) 基準日から起算し1年6月を経過する日以前に事業主都合で労働者（対象労働者以外の労働者を含む。）を解雇した場合

3 奨励金受給後の手続き

要領第12条の規定に基づき、基準日から起算して1年6月が経過するまでの間の雇用状況を、様式第8号により1年6月が経過してから1月以内に県に報告してください。

番  
平成 年 月 日  
号

様

職 氏名

印

鳥取県事業承継正規雇用奨励金不支給決定通知書

平成 年 月 日付けで支給申請のあった鳥取県事業承継正規雇用奨励金については、鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給要領（平成27年8月20日付第201500058787号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第9条の規定に基づき、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、要領第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給しない理由

番  
平成 年 月 日  
号

様

職 氏名

印

鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給決定取消・返還通知書

平成 年 月 日付けで支給した鳥取県事業承継正規雇用奨励金については、鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給要領（平成27年8月20日付第201500058787号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第11条第1項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消し、返還していただくことになりましたので通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 平成 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関で払い込みください。

鳥取県知事 様

住 所  
企 業 名  
代表者役職  
代表者氏名

印

雇用状況報告書

鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給要領（平成27年8月20日付第201500058787号鳥取県商工労働部長通知）第12条の規定に基づき、雇用状況を報告します。

記

1 解雇制限期間

始期： 年 月 日から（基準日）

終期： 年 月 日まで（上記の日から1年6月後の日）

（注）この期間内に事業主都合により労働者（奨励金の対象となっていない者を含む）を解雇した場合は、奨励金の支給決定を取り消し、全部又は一部を返還していただきます。

2 1の期間中における事業主都合による解雇の有無（該当する方の□に「レ」）

あり

次の書類を添付してください。

- ・公共職業安定所が発行する雇用保険の被保険者台帳  
（1の期間中に在職していた全従業員の情報が掲載されたもの）
- ・事業主都合で離職した者に係る離職票写し
- ・解雇した理由を記した書面（様式任意）

なし

次の書類を添付してください。

- ・公共職業安定所が発行する雇用保険の被保険者台帳  
（1の期間中に在職していた全従業員の情報が掲載されたもの）

※従業員が自己都合で離職しているときは「なし」の□に「レ」。

3 担当者連絡先

氏 名  
電 話  
ファクシミリ  
電子メール